

平成 28 年度第 1 回高知市行政不服審査会 議事概要

日 時：平成 28 年 4 月 27 日（水） 16：00～17：15

場 所：高知市本町仮庁舎 4 階 市議会第四委員会室

■議 題

- 1 委嘱書交付
- 2 市長あいさつ
- 3 会長選出等
- 4 行政不服審査制度について（事務局説明）
- 5 議事
 - (1) 合議体の取扱いについて
 - (2) 専門委員の取扱いについて
 - (3) 諮問の際に添付を求める書類の定めについて
 - (4) 調査審議の手續の併合、分離に関する取扱いについて
 - (5) 諮問を不要とする事案について
 - (6) 審議資料等の閲覧・交付並びに交付に係る手数料の減免について
 - (7) 口頭意見陳述の申立への対応について
 - (8) 各種文書様式その他の庶務的事項の取扱いについて
 - (9) 会議の公開・非公開について
- 6 その他
- 7 閉会

■審議概要

高知市行政不服審査会（以下、「審査会」と表記）の各委員に、岡崎市長が委嘱書を交付した。

高知市行政不服審査法施行条例第 6 条の規定に基づき、委員の互選により、大塚委員が審査会の会長として選任された。

行政不服審査制度の改正及び審査会の概要について、資料 2「行政不服審査法の全部改正に伴う不服申立て制度の変更について」の内容について、事務局が説明を行い、質疑応答を行った。

議事として、審査会の運営に関する主要事項 9 項目について、事務局より原案を説明し、審議を行い、いずれも原案のとおり決定した。

■出席者

委 員 大塚委員（会長）、高林委員、山中委員、赤間委員、森田委員
高知市事務局 市長、総務部長、総務部副部長、行政改革推進課

■審議及び主な質疑等

4 行政不服審査制度について（事務局説明）

（事務局） 資料説明

（赤間委員） 資料2 1ページにある審査庁は、高知市の場合はどういう取扱いとなるのか。

（事務局） 審査庁も処分庁も高知市であり同一になるが、処分庁は処分の所管課、審査庁は、処分に関与していない総務課の職員が事務を執ることとしており、組織内部で区別している。なお、上級官庁がある場合は、審査庁は上級官庁となる。最終処分権がどこにあるかで、審査庁は異なってくる。

（赤間委員） 合議体については、3人のものと5人のものがあるが、どのように使い分けるのか。

（事務局） 事務局が決定するものではないが、行政運営の根幹に関わる重要案件などについては5人の委員で当たっていただくといったことが考えられる。

（赤間委員） 同時期に複数案件が生じた場合、3人の合議体が複数できるといったことがありえるのか。

（事務局） 3人の合議体が複数できることはあり得る。

（赤間委員） 審査会の審査内容として、手続審査と実体判断との2つのチェックポイントがあると思うが、手続違反のみで処分の違法性を認定するのか、実体判断を加えて判断するのか。

（事務局） 諮問結果の先例などもない中であるが、手続違反の判断のみで諮問結果を返した場合、その後再度、実体判断を行う必要性が出てくることも考えられる。ケースバイケースであると思うが、基本的に、手続上の適法性ととともに実体判断についても行っていただくことになると考えられる。

（赤間委員） 処分の当不当についても判断を行う必要があると思うが、その考え方でよいか。

（事務局） 処分の違法性判断とともに、妥当性判断を行っていただくこととなる。

5 議事

(1) 合議体の取扱いについて

（事務局） 資料説明（資料3 1ページ）

（会長） 1点目は、高知市行政不服審査法施行条例（以下、「条例」と表記。）第9条第1項の「審査会が指名する3名の合議体」を会長が決定することについて、また、審査会が定める場合の「5人の委員をもって構成する合議体」についても会長が決定するというもの。なお、事務局の意見を聴いた上で会

長が判断することでよいかというものである。

2点目は、条例第9条第2項及び第3項の審査長の選任に当たっては、審査長の決定をするための会議を会長が招集し、引き続き審査長が合議体の会議を招集するという手続きとするというものである。

3点目は、第9条第7項の「合議体の決議をもって審査会の決議とする」規定に関して、会長は、合議体の決議に即して文書発送の確認を行うという、会長名での文書発送の手続きについての確認である。

【質疑等なし】

(会 長) ご意見ご質問等がないようであれば、原案のとおりご承認いただくということによろしいか。

【異議なし】

(2) 専門委員の取扱いについて

(事 務 局) 資料説明(資料3 2ページ)

(会 長) 専門的な知見を要する案件に対しての専門委員の選任について、条例第9条第7項の合議体での決定をもって、審査会の決定とするものである。

(赤間委員) 専門委員は、事案に応じて必要な場合に臨時に選任するのだと思うが、どういう場合や、どういう人を専門委員としてイメージしているのか。

(事 務 局) 鑑定が必要な案件、たとえば化学物質の基準など科学的判断が必要なものなどを想定しているが、案件がこなされていかないと見えない部分もある。

(会 長) 他に質疑等なければ、原案のとおりご承認いただくということによろしいか。

【異議なし】

(3) 諮問の際に添付を求める書類の定めについて

(事 務 局) 資料説明(資料3 3ページ)

(会 長) 諮問の際に添付を求める書類についてお諮りするものである。審理員意見書については、参考資料2(「行政不服審査法 審査請求事務取扱マニュアル[様式編]」114ページ)に書式が示されている。事件記録は、証拠関係書類のイメージに近い。諮問説明書は、審理員意見書とは異なり、どういうイメージか。

(事 務 局) 審査庁の裁決の主文に該当するものと、その判断根拠を示す資料である。

(赤間委員) 諮問説明書の裁決の主文としては、どのような形があるのか。

(事務局) 裁決としては、全部認容する場合は審査会への諮問が必要ないので、一部認容か、棄却ということになると思う。

(会長) 他に質疑等なければ、原案のとおりご承認いただくということでしょうか。

【異議なし】

(4) 調査審議の手續の併合、分離に関する取扱いについて

(事務局) 資料説明(資料3 4ページ)

(会長) 併合に関しては、基本的には審理手続きで検討されているため、審査会での事例はないと思われるが、分離も含めて、仮に検討する必要がある場合には、事件の内容を把握している担当合議体で決定するというものである。

【質疑等なし】

(会長) ご意見ご質問等がないようであれば、原案のとおりご承認いただくということでしょうか。

【異議なし】

(5) 諮問を不要とする事案について

(事務局) 資料説明(資料3 4ページ)

(会長) 諮問を不要とする事案については、条例第9条第7項の規定に沿って合議体で決定するが、現実的には、先例等のない中で、当面は諮問を不要とする規定を適用する場面はないのではないかという事務局説明である。

【質疑等なし】

(会長) ご意見ご質問等がないようであれば、原案のとおりご承認いただくということでしょうか。

【異議なし】

(6) 審議資料等の閲覧・交付並びに交付に係る手数料の減免について

(事務局) 資料説明(資料3 5ページ)

(会長) 審議資料等の閲覧・交付並びに交付に係る手数料の減免について、基本的には合議体で決定するというものである。なお、合議体開催後の申請については、そのために合議体を開催するのではなく、審査長に一任する場合もある。また、減免等の基準については、審査庁の基準を準用するというものである。

【質疑等なし】

(会 長) ご意見ご質問等がないようであれば、原案のとおりご承認いただくということによろしいか。

【異議なし】

(7) 口頭意見陳述の申立への対応について

(事 務 局) 資料説明(資料3 6ページ)

(会 長) 口頭意見陳述を実施するかどうか、補佐人の参加を認めるかということについて、合議体で決議するというものである。

【質疑等なし】

(会 長) ご意見ご質問等がないようであれば、原案のとおりご承認いただくということによろしいか。

【異議なし】

(8) 各種文書様式その他の庶務的事項の取扱いについて

(事 務 局) 資料説明(資料3 6ページ及び様式集)

(会 長) 審議会で使用する文書の様式は、原則として、別紙の様式例を基本とする。その他軽易な事務処理の取扱いは会長に一任いただき、事務局の話を聴いた上で会長が決定するというものである。

(赤間委員) 答申書は、裁判所の判決文の型に準じているようにも思えるが、弁護士の方はこの形についてどう思われるか。

(高林委員) 判決文では「事案の概要」でまとめるところに「審査関係人の主張の要旨」があるなど、最近の判決の形とは若干異なっている。

(会 長) 「調査審議の経過」などは、判決文には通常含まれない部分である。実際には、様式集の様式を基本として、随時検討することになると考えられる。

(会 長) 他に質疑等なければ、原案のとおりご承認いただくということによろしいか。

【異議なし】

(赤間委員) 様式集に関しては、規則等で規定するのか。

(事 務 局) 様式集合め、今日ご審議いただいたことについては、高知市ではなく審査会の決定として、審査会の運営要領という形でとりまとめ、委員に配付させていただきたいと考えている。

(9) 会議の公開・非公開について

(事務局) 資料説明(資料3 6ページ)

(会長) 会議の公開・非公開をあらかじめ決定しておく必要があるということでの議案である。

【質疑等なし】

(会長) ご意見ご質問等がないようであれば、原案のとおりご承認いただくということによろしいか。

【異議なし】

6 その他

(事務局) 本日定めた審査会の運営に関することは、審査会運営要領として事務局でまとめ、審査会のご決定をいただきたいと考えている。なお、庶務的事項となるため、会長にご確認いただいて、決定した内容を送付させていただきたい。

2点目として、事務局が決定するものではないが、今後初めて諮問がなされた案件については、経験のないことでもあるので、5人の合議体で審議を行っていただいているかどうかと考えている。